

特集 損保協会 100年のあゆみ

保険契約者保護のための

セーフティネットの構築

【第12回】



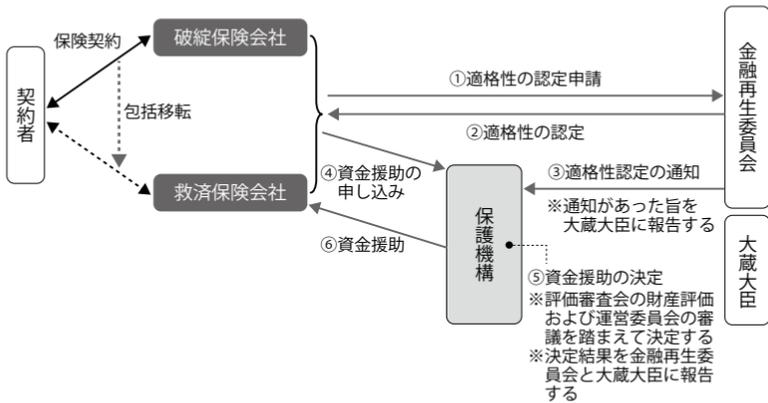
本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」をもとに、同協会の歩みを紹介している。第12回の今回は、保険契約者のセーフティネットの創設と変遷について振り返る。

1. 保険契約者保護基金制度の創設

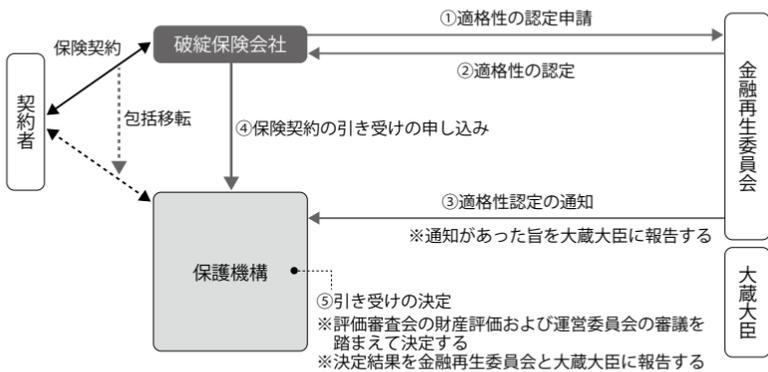
(一) 制度創設の経緯

改正保険業法(1996年4月1日施行)により、保険契約者保護基金が創設された。以前は、破綻保険会社が経営危機に陥った場合に、監督当局が...

図表1 資金援助業務の流れ



図表2 保険引受業務の流れ



図表3 見直し後の補償範囲

Table with 3 columns: Insurance Type, Insurance Amount, and Settlement Ratio. It details coverage for various insurance types like self-liability, earthquake, and fire insurance.

損保協会の創設の経緯

破綻保険会社の保険契約を継承する救済保険会社に対し資金援助を行う仕組みとして、保険契約者保護基金制度が創設された。

(2) 損害保険契約者保護基金の創設 損害保険協会は、改正保険業法の公布(1996年6月7日)を受け、...

(3) 保護機構の概要 保護機構は、損害保険協会に加入する保険会社への資金援助(図表1)に加え、救済保険会社への資金援助(図表2)に...

こと保護機構が保証し、保険契約者はその保証期間中に、新たな保険会社と保険契約を締結することにより補償機能の維持を図る」という骨子を取りまとめ、公表した(2003年3月20日)。

4. 支払保証制度の改正

(一) 損害保険業界内での見直しの検討

保護機構では、第一火災海上保険相互会社の破綻に際して救済保険会社が現れず、保護機構が引受業務を行った経験等を踏まえ、実務的見地から保険契約者保護のあり方を検討し、「損害保険会社の破綻処理の再検討について」(2002年4月25日)をまとめた。

2. 損害保険契約者保護機構の設立

(一) 損害保険契約者保護機構の設立経緯

保護基金は、救済保険会社が現れないと資金援助ができない等の課題があったため、保護基金の設立(1996年4月1日)後も保険審議会において、支払保証制度(注)の検討が進められた。

3. 損害保険会社の破綻とその対応

保護機構の設立後、損害保険業界では、第一火災海上保険相互会社の破綻(2000年5月1日)、大蔵大臣が...

改正保険業法(2006年4月1日施行)において、前記の検討経緯を踏まえた制度改正がなされ(図表3)、現在に至っている。

【文責】日本損害保険協会